

各 位

2025年11月1日改定・実施のラージボール卓球ルール（改定概要）

公益財団法人 日本卓球協会

この度、ラージボール卓球ルールの第2章を廃止し、第1章総則、第2章基本ルール、第3章競技ルールとするラージボール卓球ルールの改定を行います。なお、日本卓球ルールにあわせるために改定する条文、その他の修正も行います。

＜アンダーラインの表記について＞

- ・波線のアンダーラインは、「第2章レクリエーションルール」を廃止したことで修正したものであることを示す。
- ・二重線のアンダーラインは、日本卓球ルールに合わせた表現になるよう修正したことを示す。
- ・一重線のアンダーラインはその他の変更箇所を示す。

1. 条文

ラージボール卓球ルールでは、普及目的の「レクリエーションルール」と競技大会を開催するのに必要な「競技大会ルール」を制定していましたが、JTTAが主催または主管する競技大会並びにその他団体が主催するラージボール卓球大会においては、「競技大会ルール」での適用が大部分を占め、「レクリエーションルール」はほとんど適用されていないため「レクリエーションルール」を廃止いたしました。また「レクリエーションルール」の廃止に伴いラージボール卓球ルールの構成について見直しを行い、内容についても一部改定をいたしました。

第1章 総 則

【目的】

第1条 このルールは、日本卓球ルールに規定したボールの寸法をラージサイズとしたボール（ラージボール）を使用するラージボール卓球ルールとして制定する。

2 削除

第2章 レクリエーションルール 廃止

【テーブル】第2条から【服装】第14条まで削除

第2章 基本ルール 競技大会ルール

【テーブル】

第2±5条 テーブルの上面を「プレーイングサーフェス」といい、長さ2.74m、幅1.525mの長方形で、床上76cmの水平面にあるものとする。

2-3 (条文省略)

3-4 (条文省略)

【ネットアセンブリ】

第3±6条 (条文省略)

2 (条文省略)

【ボール】

第4±7条 ボールは、セルロイドまたはプラスチック製とし直径44mmの球体で、重さ2.2～2.4gのオレンジ色で無光沢のものとする。

【ラケット・ラバー】

第5±8条 ラケットの大きさ、形状、重量は任意とする。ただし、ラケット本体は平坦で硬く、少なくとも85%は天然の木とする。

2から3 削除

2-4 ラケット本体の打球面は、柄に最も近い指によって握られる部分を除くラケット全面が表ソフトのサンドイッチラバーで覆われていなければならない。ただし、柄に最も近い指によって握られる部分は、被覆されていなくても、またいかなる材料で被覆されていてもよい。

3-5から6-8 (条文省略)

7-9 色あせたり、磨耗してしまったり、あるいは偶発の損傷による色の均一性、または表面の連続性が僅かに損なわれていたり、ラバーを保護するのに役立つ素材をラケットの外周などにつけ足したりしている場合でも、それによって表面の特性が著しく変化しない限り容認される。

8-10 (条文省略)

9-11 (条文省略)

【競技用服装】

第19条 削除

【競技方法】

第20条 (条文省略)

【サービス】

第21条 サービスは、サーバーは、がフリーハンドの手のひらを開き、いて静止させ、その上にボールをつかむことなく自由に転がせる状態でボールをのせ2〜3秒たまた、静止させる。この状態からサービスは、開始されるなければならない。

※ 注釈：2〜3秒を超えてもよいが、遅延行為にならない様に注意しなければならない。

2 次にサーバーは、その後すぐに、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れた後、16cm以上上昇し打球される前になにもものにも触れずに落下するように、ボールに回転を与えることなく16cm以上ボールをほぼ垂直にボールを投げ上げなければならない。

3から8(条文省略)

9 例外として、身体的障害により正規のサービスの要件を守れないと主審が認めた場合、主審の権限でサービス規定が緩和されることがある。

10 (条文省略)

【リターン】

第22条 (条文省略)

【打球】

第23条 打球は、手ラケットハンドに握られたラケットの正規のラバーの貼ってある面で打たれた場合、あるいはラケットハンドの手首から先で打たれた場合を有効とする。

※ 定義：「ラケットハンド」とは、ラケットを持っている手の手首から先の部分をいう。

【レット】

第24条 (条文省略)

【ポイント】

第25条 (条文省略)

1から6 (条文省略)

7 相手競技者が故意にボールを続けて2回以上打った場合。

8から10 (条文省略)

11 相手競技者のフリーハンドがプレーイングサーフェスに触れた場合。

※ 定義：「フリーハンド」とは、ラケットを持っていない手の手首から先の部分をいい、「フリーアーム」とはフリーハンドの腕をいう。

12、13 (条文省略)

【サービス、レシーブ及びエンドの順序】

第26条 (条文省略)

2から6 (条文省略)

7 競技者または組が、ある一方のエンドでゲームを開始した場合は、次のゲームでは他方のエンドで競技を開始するものとし、1マッチの勝敗を決定する最終ゲームでは、どちらかの競技者または組が、

5ポイントを先取した時に互いにエンドを交替しなければならない。

【サービス、レシーブ、エンドの順序の誤り】

第13-2-7条 (条文省略)

【促進ルール】

第14-2-8条 (条文省略)

第3章 競技ルール 競技大会ルール

【テーブル】

第15条 テーブルは、JTTAが公認したブランドのものを使用する。

【ラケット・ラバー】

第16条 ラケット本体には、(公財)日本卓球協会が公認したことを証明するJ.T.T.A.A.と指定業者名の略称が連続して刻印されているか、J.T.T.A.A.の刻印及び指定業者名を示す表示・マークがなければならない。

2 ITTFまたはJTTAが公認した表ソフトラバーのみが使用できるが、粒高ラバーは使用できない。

【競技用服装】

第17-1-9条 競技用服装とは、半袖シャツまたはノースリーブシャツ、ショーツまたはスカートまたは上下一体のスポーツ用服装、くつ下及び競技用シューズから成るものとする。従ってトレーニングウェアの一部または全部を着用して、定められた以外の服装で競技することはできない。ただし、審判長の許可があった場合はこの限りではない。

2 競技用シャツ、ショーツ (ショート・パンツまたはハーフ・パンツ)、またはスカートは、いずれもJTTAが公認したものでなければならない。

3 競技用シャツ、ショーツ、またはスカート以外に、サポーター・リストバンド・ヘアバンド・スパッツを着用できる。

4 競技用シャツ (袖、襟を除く)、ショーツ、またはスカートの主たる色は、使用するボールの色と明らかに違う色でなければならない。

5 ダブルスペア、団体戦メンバーの服装の組合せは、任意とする。団体戦に出場するチームの全競技者及び個人戦でダブルスを組む競技者は、靴及び靴下、服装についている広告の数・大きさ・色・デザインを除いて、同じ服装で競技しなければならない。

6 チーム名を表す文字・マーク等は、任意とする。

7 競技者または組の競技者の、競技用シャツは、互いに区別ができる程度に異なった特徴を持つものでなければならない。

【競技領域】

第18-2-9条 (条文省略)

【練習及び休憩時間】

第19-3-0条 (条文省略)

【緊急中断】

第20-3-1条 (条文省略)

【タオルの使用】

第21-3-2条 (条文省略)

【アドバイス】

第22-3-3条 (条文省略)

【バッドマナー】

第23-3-4条 (条文省略)

【抗議】

第24-3-5条（条文省略）

- 2 主審または副審等による事実の判定に対し、審判長に抗議することはできない。また審判長のルール解釈に対し、競技運営委員会に抗議することはできない。
- 3から4（条文省略）
- 5 審判長の決定から生じたルール解釈の問題、または競技運営委員会の決定から生じた大会または試合遂行上の問題については、抗議する資格のある競技者またはチーム監督が、その所属する加盟団体を通してマスターズ・ラージボール委員会に考慮を求めることができる。
- 6 マスターズ・ラージボール委員会は将来の決定のガイドとして裁定しなければならない。この裁定について、加盟団体は理事会に抗議することができる。しかし審判長または競技運営委員会が既に行ったいかなる最終的決定には、影響しないものとする。

【競技用服装につける広告】

第25-3-6条（条文省略）

【用具】

第26-3-7条（条文省略）

- 2から6（条文省略）
- 7 競技者は、1マッチを通してラケットを交換することはできない。ただし、使用に耐えられない程度に誤って破損した場合は、競技領域に自分で持ち込んであった別のラケット、または競技領域内で手渡されたものと交換しなければならない。
- 8 主審の許可がない限り、競技者はマッチにおける休憩時間中、タイムアウト中及び中断されている間は、自分のラケットをテーブル上に置いておかねばならない。ただし、身体的障害により手にラケットをくくりつけている場合は、主審はそれらの休止休憩時間の間そのままの状態を許可するものとする。
- 9（条文省略）

【競技運営委員会】

第27条 競技ルール第24条に規定する競技運営委員会は、JTТАが主催または主管する各種大会においては、大会委員長、審判長、競技委員長及び大会会長が指名した当該大会競技役員若干名をもって構成する。

【付則】

第28-3-8条（条文省略）

本ルールの制定、改定の経緯

昭和63年（1988）	4月1日	制定
平成2年（1990）	9月1日	改定
平成8年（1996）	4月1日	改定
平成10年（1998）	4月1日	改定
平成12年（2000）	4月1日	改定
平成14年（2002）	4月1日	改定
平成14年（2002）	9月1日	改定
平成16年（2004）	4月1日	改定
平成18年（2006）	4月1日	改定
平成20年（2008）	10月1日	改定
平成23年（2011）	4月1日	改定
平成24年（2012）	4月1日	改定
平成30年（2018）	4月1日	改定
平成31年（2019）	1月1日	改定
令和4年（2022）	4月1日	改定
令和7年（2025）	11月1日	改定

2. 公布年月日
令和 7年(2025) 10月 1日
3. 改定年月日
令和 7年(2025) 11月 1日

以上